

「ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）

表彰式・講演会企画運営等業務委託」企画提案募集要項

令和6年2月15日

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課

この募集要項は、「ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）表彰式・講演会企画運営等業務委託」の契約の相手方候補を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものです。提案競技に参加する者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を熟読した上で、申込を行ってください。

1 事業目的等

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した日常生活を送り、自分らしく生きていけるよう「ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）」を実施する。

この事業では、利用者や介護事業所の重度化防止に対する意識・意欲の向上を目的に、利用者の「したい・やりたい」（目標）を実現するための要介護度やADL等の改善・維持に向けたチーム（利用者及び介護事業所）の取組みを評価し、その取組みの成果に対して、インセンティブ（表彰、認証等）を付与し、更なる重度化防止に対する意識・意欲の向上や介護サービスの質の向上を目的としている。

今回、別紙仕様書における業務内容を実施する上で、企画実施する事業者を募集し、選定するものである。

2 提案競技に付する事項

- (1) 公示日 令和6年2月15日（木）
- (2) 業務名 ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）
表彰式・講演会企画運営等業務委託
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) 履行場所 福祉局高齢社会部介護保険課

3 担当課及び所在地

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課 重度化防止推進担当

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所12階

TEL：092-733-5452 FAX：092-726-3328 MAIL: kaigohoken.PWB@city.fukuoka.lg.jp

4 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページ

【<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>】

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体の構成員又は第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者ではないこと。
- (8) 法人で、福岡市内に本店または支店・営業所等を有していること。
- (9) 共同提案の場合は、各共同提案者が(1)～(8)を全て満たし、本提案競技への単独または他提案者との共同提案を行っていないこと。代表となる法人をあらかじめ定め、構成員の役割分担を明確にすること。また、申込後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。
- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

5 上限価格

10,253,364 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案価格が上限価格を超える場合は、失格となります。

※ 本事業の実施及び事業費は、令和6年度の予算成立をもって確定します。

6 スケジュール

- | | | |
|---------------------|-------------------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年2月15日（木） | |
| (2) 質問書締切 | 令和6年2月29日（木） | 17時まで |
| (3) 提案参加申込締切 | 令和6年3月14日（木） | 17時まで |
| (4) 提案書提出締切 | 令和6年3月28日（木） | 17時まで |
| (5) 提案競技（プレゼンテーション） | 令和6年4月8日（月）又は11日（木）〈予定〉 | ※別途通知によりお知らせします。 |
| (6) 事業者決定 | 令和6年4月中旬〈予定〉 | |
| (7) 契約締結 | 令和6年4月下旬〈予定〉 | |

7 提案競技に関する説明会

提案競技に関する説明会は実施しません。

8 提案競技に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和6年2月15日(木)から令和6年2月29日(木)17時まで

(2) 提出方法

「質問書(様式1)」により、「3 担当課及び所在地」宛てにメールで提出してください。

※ 質問書を提出した場合は、その旨電話でお知らせください。

(3) 回答方法

質問及び回答は、質問者名を伏せた上で、令和6年3月7日(木)までに福岡市のホームページに掲載します。

9 提案競技参加申込方法

提案競技への参加を希望される場合は、「4 この提案競技に参加する者に必要な資格」を確認の上、下記のとおり参加申込書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年3月14日(木)17時まで(必着)

(2) 提出方法・提出場所

「3 担当課及び所在地」に持参または郵送してください。(メール不可)

※ 郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

※ 申込書等と併せて、以後の連絡窓口となるご担当者の名刺をご提出ください。

(3) 提出書類(各1部)

以下の③~⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者については、③~⑨の提出を免除します。

① 提案競技参加申込書(様式2)

複数の者で共同提案を行う場合は、代表1者が「代表提案者」となって本様式を作成すること。

② 会社概要

過去の実績や経歴、市内に本支店があることなど会社規模がわかる資料を提出すること。
(パンフレットでも可)

③ 登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること。(履歴事項全部証明書でも可)

④ 同意書(様式3)

福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明に替えて「様式3」を提出すること。

上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がない証明を提出すること。

- ⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。
- ⑥ 委任状（様式4）
この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、「様式4」により委任状を作成して提出すること。
- ⑦ 誓約書（様式5）
「様式5」に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑧ 役員名簿（様式6）
「様式6」に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。
この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- ⑩ 共同提案者構成表（様式7）、コンソーシアム協定書
複数の者で共同提案を行う場合のみ提出すること。
なお、共同提案者は、上記②～⑨の書類を準備し、代表提案者が書類をとりまとめて提出してください。

10 参加資格の確認

参加資格の有無について、令和6年3月21日（木）（予定）までに、担当者宛てにメールでお知らせします。

期限までに申込書等を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することができません。なお、参加資格があると確認された者であっても、当該確認後、「4 この提案競技に参加する者に必要な資格」に掲げる提案競技参加資格を満たさないことが明らかになった時は、参加資格を取り消すことがあります。

11 提案書等の提出

仕様書に記載している業務内容を踏まえ、下記に従って書類の作成・提出を行ってください。

※ 1事業者（1共同提案者）につき、1つの提案しか行うことができません。

(1) 提案書に記載すべき内容

① 表彰式・講演会の企画・運営

ア 表彰式の運営については、表彰対象者・関係者への説明、案内、調整から当日の運営までの実施内容及び運営体制を具体的に記載すること。

イ 講演会の運営については、講演者の選定、市民等への周知、講演会参加申込から当日の運営までの実施内容及び運営体制を具体的に記載すること。

- ② 広報企画及び広報物（リーフレット、事例集）の製作
 - ア 広報物のデザイン・レイアウトのコンセプトやイメージ等を具体的に記載すること。
 - イ 事例集の製作については、チーム（利用者・介護事業所）への取材に係る事前調整から取材当日の実施内容等を具体的に記載すること。
 - ウ 当該事業の普及促進に効果的な PR 手法や手順について具体的に記載すること。
 - ③ 研修会の企画・運営
 - ア 介護事業所職員が参加のメリットを感じ、自立支援・重度化防止に対する意識・意欲の向上に効果的な研修内容や実施方法を具体的に記載すること。
 - ④ インセンティブの企画・製作
 - ア 利用者や介護事業所の重度化防止に対する意識・意欲の向上を図る上で、インセンティブは重要な要素であり、魅力あるインセンティブの内容について提案理由を含め、具体的に記載すること。
 - ⑤ 事業説明会及び評価委員会の運営支援
 - ア 各会の開催にあたり、オンライン環境のセッティングなどの支援内容を具体的に記載すること。
 - ⑥ アンケート実施及び集計
 - ア 次年度の事業改善等に活用するため、参加チーム（利用者及び介護事業所）等を対象としたアンケートの実施方法について具体的に記載すること。
 - ⑦ 事業者の体制
 - ア 本業務を円滑に実施するための全体の運営体制について記載すること。
 - イ 本市との役割分担について記載すること。
 - ウ 本業務を実施するための全体スケジュールを記載すること。
 - ⑧ 個人情報保護等に関する対応
 - ア 事業者としての個人情報保護の管理体制やセキュリティ対策について記載すること。
 - ⑨ 国、他自治体、本市等での同種もしくは類似業務の実績
 - ア 過去5年間（令和元年度～令和5年度）で官公庁等における同種もしくは類似業務の契約実績について、発注者、業務名、期間、業務範囲等を具体的に記載すること。
- (2) 提案書作成要領
- ① 形式
 - ア A4サイズ横向き、ホチキス左肩留めの印刷物としてください。
 - イ 提案書表紙の次のページは、目次としてください。
それ以降のページは、1からページ番号を一連で付してください。
 - ② 枚数等
 - ア 片面印刷、20ページ以内にまとめてください。
※ 表紙、目次はページ数に含めません。
 - ③ 文字サイズ等
 - ア 文字サイズは、11ポイント以上とします。（図表中の文字については除きます。）
※ フォントの指定はありません。
 - ④ その他の留意点
 - ア 提案内容は、全て提案書に記述してください。プレゼンテーションにおいてのみ提案された内容は、審査の対象になりません。

- イ 提案書には、参加者名（社名）が分かるような記述はしないでください。
やむを得ず記述した場合、副本は黒塗し、分からないようにしてください。

(3) 随意契約伺

- ① 事業者名等を記載し、代表者印を押印したものを提出してください。
② 仕様書記載の内容を実施するために必要な経費は、全て見積金額に含めてください。
※ 見積金額は、税抜きの金額を記載すること。
※ 「5 上限価格」を超えた場合は失格とします。

(4) 提出部数

- ・正本1部、副本6部及び随意契約伺1部を提出してください。
- ・正本の表紙には、あて名「(あて先)福岡市長」、標題「ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）表彰式・講演会企画運営等業務委託」、提出年月日、提案者名（社名）及び担当窓口（担当部門、担当者、連絡先、アドレス）を記載してください。
- ・副本の表紙には、「ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）表彰式・講演会企画運営等業務委託」と提出年月日、後日、本市が指定する記号（A社、B社等）を記載してください。

(5) 提出期限

令和6年3月28日（木）17時まで（必着）

(6) 提出方法・提出場所

- 「3 担当課及び所在地」に持参または郵送（必着）してください。（メール不可）
※ 郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。
※ 提案書は、「紙」とは別に「副本（PDF）」をCD-R等に格納し、1枚提出してください。

(7) 提出書類等の取扱い

- ・書類提出後、提案内容の変更は認めません。ただし明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りではありません。
- ・提出書類は一切返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほか、本事業の採択に関する審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- ・提出書類は、提案審査の事務に必要な場合は複製することがあります。
- ・選定された提案は、本市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

12 参加辞退

(1) 提出期限及び提出方法

令和6年3月28日（木）17時まで（必着）に、「提案競技参加辞退届（様式8）」を「3 担当課及び所在地」宛てに持参または郵送してください。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札に影響はありません。

13 提案競技（プレゼンテーション）の実施

(1) 開催日時

令和6年4月8日（月）又は11日（木）（予定）

(2) 開催場所

福岡市役所 15階 第1特別会議室（予定）

(3) 実施方法

- ・提出済の提案書を基に説明してください。
- ・1事業者（1共同提案者）あたり、説明20分以内・質疑応答15分程度とします。
- ・出席者は、1事業者（1共同提案者）3名までとします。
- ・プレゼンテーションは、本業務に主に携わる担当者が行ってください。
- ・プレゼンテーションは、プロジェクターやスクリーンを使用せず、提出いただいた提案書を用いて実施します。また、当日、資料の追加や持ち込みは認めておりません。

(4) その他

詳細については、令和6年3月29日（金）以降にメールでお知らせします。

14 審査方法及び評価基準等

(1) 審査方法

本市が設置する「ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）表彰式・講演会企画運営等業務委託選定委員会」にて審査を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者とし、契約の相手方候補とします。

(2) 評価基準

| 項目 | | 配点 |
|-----------|-----------------------------|------|
| 仕様書に定める事項 | ① 表彰式・講演会の企画・運営 | 25点 |
| | ② 広報企画及び広報物（リーフレット、事例集）の製作 | 20点 |
| | ③ 研修会の企画・運営 | 15点 |
| | ④ インセンティブの企画・製作 | 10点 |
| | ⑤ 事業説明会及び評価委員会の運営支援 | 10点 |
| | ⑥ アンケート実施及び集計 | 10点 |
| 事業体制等 | ⑦ 事業者の体制 | 10点 |
| | ⑧ 個人情報保護等に関する対応 | 10点 |
| その他 | ⑨ 国、他自治体、本市等での同種もしくは類似業務の実績 | 5点 |
| | ⑩ 見積額 | 5点 |
| 合計 | | 120点 |

(3) 最低基準について

(2)の①から⑨の合計点が、70点に達しないときは、最優秀提案者としません。

15 審査結果

結果は、令和6年4月中旬（予定）にメールで連絡します。

また、最優秀提案者の事業者名については、福岡市ホームページで公表します。

16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

17 契約手続き

審査結果通知後、速やかに最優秀提案者と協議を行い、契約条件などについて合意に至り次第、契約手続きを行います。最優秀提案者と契約に至らなかった場合には、次点の提案者と契約を前提に協議を行います。

18 留意事項

- (1) 提案に係る一切の費用はすべて提案者の負担とします。
- (2) 提案内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- (3) 本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 提案書の著作権は提案者に帰属します。
- (5) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、提案書の全部または一部を公開します。
- (6) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (7) 契約締結にあたって、別紙「業務委託契約書(案)」により契約書を作成するものとします。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。
- (9) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金額を納付しなければなりません。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがあります。

【資料】

- ・別紙1 仕様書
- ・別紙2 業務委託契約書(案)